



冬の足音が近づく中、秋の名残を楽しむ時期となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向 ▶▶▶▶▶

① 化審法第二種特定化学物質にNPEを追加する政令を公布(厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省)

化審法において「ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）（NPE）」を第二種特定化学物質に追加指定等するための政令が閣議決定され、9月27日に公布された。令和7年4月1日に施行予定である。第二種特定化学物質は製造及び輸入の予定数量の届出の義務、容器等への表示、技術上の指針の遵守等が規定されており、NPEを使用した製品として水系洗浄剤の技術上の指針が示されている。

[もっと詳しく▶](#)

[厚生労働省（「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました）](#)
[経済産業省（NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でNPEが使用されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針）](#)

② GHS 対応モデルラベル・モデル SDS の情報を更新（厚生労働省）

10月1日に、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」のGHS対応モデルラベル・モデルSDS情報について、新たに172物質の情報が追加・更新された。

[もっと詳しく▶](#)

[職場のあんぜんサイト（GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報）](#)

海外動向 ▶▶▶▶▶

① クロルピリホスのストックホルム条約締結国会議への勧告等を決定（ストックホルム条約事務局）

ストックホルム条約の残留性有機汚染物質検討委員会第20回会合（POPRC20）が9月23～27日にイタリアのローマで開催された。本会合では、クロルピリホスの廃絶対象物質（附属書A）への追加を締結国会議（COP、次回2025年開催）に勧告することが決定された。また、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）の定義の範囲及び長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及び関連物質の適用除外の用途についても検討され、前回会合で決定していた附属書Aへの追加に加えて次回COPに勧告することが決定した。さらに、新たに提案されたポリ臭素化ジベンゾ-*p*-ジオキシン及びジベンゾフランについてリスクプロファイル案を作成することが決定された。

[もっと詳しく▶](#)

[環境省（残留性有機汚染物質検討委員会第20回会合（POPRC20）の結果について）](#)

② CLP 規則改正案を採択（欧州理事会）

欧州理事会は10月14日にCLP規則改正案を全会一致で可決した。本改正は、有害な化学品の特定と分類の改善、化学品の有害性に関する情報伝達の改善等を目的として、包装への記載内容や、自主的なデジタル表示に関する要件、ラベルに使用可能な表現に関する要件等が盛り込まれている。また、2023年12月の改正でCLP規則に新たに追加された危険有害性クラスの調和分類への反映に関する期限は、改正規則の発効から18か月後に設定されている。改正規則は官報掲載から20日後に発効する。

[もっと詳しく▶](#)

[Council of the EU（Press release | Council adopts regulation on classification, labelling and packaging）](#)

③ TSCA に基づくリスク管理に向けた特定 PFAS 類の意見募集を開始（米国 EPA）

米国EPAは、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）類やペルフルオロノナン酸（PFNA）類、ペルフルオロデカン酸（PFDA）類を含む特定のペル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）類の有害物質規制法（TSCA）に基づくリスク管理の検討に向けて、11月29日までの意見募集を開始した。今回の意見募集では、高密度ポリエチレン（HDPE）及びその他のプラスチック容器のフッ素化時に生成される特定のPFAS類について製造量や用途、代替案、リスク管理措置等に関する意見が求められている。

[もっと詳しく▶](#)

[Federal Register（Certain Per- and Polyfluoroalkyl Substances \(PFAS\) Risk Management Under the Toxic Substances Control Act \(TSCA\); Request for Comment）](#)

お知らせ

ケミカルマテリアル Japan2024

第10回 化学物質管理ミーティングに出展します！

11月21日(木)～22日(金) 10:00～17:00 @東京ビッグサイト



化学物質管理ミーティングは、化学物質管理にフォーカスした国内唯一のビジネスマッチングイベントです。

CERIは、化審法・安衛法・農取法・欧州REACH等に対応した安全性試験、SDS・ラベル作成、QSAR等による有害性予測、PFAS等の第一種特定化学物質の分析、製品リスク評価等の支援メニューを紹介します。

ブースでは各専門家が個別の質問にもお答えします。是非お立ち寄りください。面談のご予約も受付中です。

📢 出展社プレゼンテーションを開催します

11月21日(木) 11:30～12:10 D会場

もっと早く教えてほしかった！あなたのための化審法入門

本セミナーでは、企業の化学物質管理担当者向けに、具体的な事例を交えて化審法の基本的な内容を解説します。化審法申請の必要性、申請プロセス、安全性評価の流れ等をわかりやすくお伝えします。また、実務に役立つポイント等も紹介します。このセミナーで、化審法の理解を深め、日常業務に役立つ知識を学びましょう！

11月22日(金) 13:50～14:30 A会場

リスク評価目線で化学物質管理をサポートします

～安衛法対応から製品のリスク評価まで～

国内外の化学物質管理法規制で取り入れられているリスク評価の概念や考え方について、皆さんはどの程度御存じですか。国内では、安衛法の「作業リスクアセスメント」において事業者自らがリスク評価を実施することが義務化されています。

本セミナーでは、リスク評価の基本となるばく露評価と有害性評価（特に、ヒト健康影響評価）の考え方、「作業リスクアセスメント」におけるポイントをわかりやすく解説します。また、有害性の懸念がある物質を含む製品のリスク評価等、CERIのリスク評価支援について紹介します。

📢 出展ブースでもミニセミナーを行います（各回 10分程度）@CERI 出展ブース（M-02）

11月21日(木)

13:00～ SDS・ラベルに関する法規制動向とCERIの支援メニュー ～改正安衛法及び米国OSHA対応を中心に～

14:00～ リスク評価目線で化学物質管理をサポートします ～ダイジェスト版～

15:00～ 製品中のPFAS, UV-328等（化審法一特）の分析

16:00～ 皮膚感作性総合評価の紹介 ～OECDガイドラインNo.497、Guideline on Defined Approaches for Skin Sensitisation (DASS)～

11月22日(金)

11:00～ プラスチックの生分解性評価 ～欧州マイクロプラスチック制限への対応～

11:30～ SDS作成に用いるGHS分類のための水生環境有害性評価

12:00～ GHS分類の区分2を分類可能な新規*in vitro*眼刺激性/損傷性試験(OECDテストガイドラインNo.492B)の紹介

13:00～ (Q)SARやリードアクロスによる有害性予測の活用方法 ～一般化学物質、化粧品等の評価でお困りの皆様へ～

15:00～ SDS・ラベルに関する法規制動向とCERIの支援メニュー ～改正安衛法及び米国OSHA対応を中心に～

16:00～ もっと早く教えてほしかった！あなたのための化審法入門 ～ダイジェスト版～

詳しくは[こちら](#)（PDF ファイル、閲覧期限 2024 年 11 月 22 日）をご覧ください。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 福島、田辺、多田)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp